

FASB 公開草案へのコメント対応の検討 - 分類及び測定

- 分類及び測定の主な範囲（ただし、一部、信用減損と重複している部分がある。）
 - ・ 範囲
 - ・ 認識
 - ・ 当初測定
 - ・ 事後測定
 - ・ 表示
 - ・ 開示
 - ・ 持分法会計

- 分類及び測定に関連する FASB 公開草案の概要
 - ・ 多くの金融商品は貸借対照表上公正価値評価し、その評価差額はいずれかとする。
 - ✓ すべての公正価値変動が純損益に認識される（FV-NI）。
 - ✓ 適格な公正価値変動部分がその他の包括利益で認識される（FV-OCI）
 - ・ 特定の金融負債には、償却原価オプションがある。
 - ・ 特定の短期未収金と短期未払金は償却原価で測定される。
 - ・ コア預金負債は再測定アプローチ（Remeasurement approach）を適用する。
 - ・ 償還額が当初の投資額を超えない一定の金融商品について、償還価値（redemption value）で測定する。
 - ・ 再分類は認められない。

- 全般的な方向性
 - ・ 質問に対する回答を網羅するのではなく、IASB と FASB の考え方に違いがあり、両者のコンバージェンスを進める観点で必要と思われる重要な項目についてコメントをしていくことではどうか。
 - ・ 例えば、以下の質問に回答することではどうか。
 - （Q13）金融商品に対するデフォルトの測定属性は公正価値とすべきか。
 - （Q15）金融資産と金融負債について、事後の測定原則を同一にすべきか。
 - （Q16）事後の再分類を禁止することを支持するか。
 - （Q17）コア預金の再測定アプローチに同意するか。
 - （Q32）FV-NI の金融負債の自社の信用状態の変動をどのように表示すべきか。

各質問に対するコメントの方向性

Q13：当審議会は、企業が契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払のために保有する金融商品について、公正価値情報と償却原価情報の両方を提供すべきだと考えている。大半の審議会メンバーは、この情報は財務諸表の本体に総額で示し、公正価値変動を純資産の正味の増加（減少）として株主持分に認識すべきだと考えている。一部の審議会メンバーは、公正価値は財政状態計算書にカッコ書きで表示すべきだと考えている。結論の根拠及び代替的見解で、これらの意見の根拠を説明している。金融商品に対するデフォルトの測定属性は公正価値とすべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。一部の金融商品は、別の測定属性で測定すべきだと考えるか。そう考える場合、その理由は何か。

■ 関連する ED の概要

- 取得後又は発生後の各報告日において、金融資産又は金融負債を公正価値（Topic820 で説明している）で測定しなければならない。ただし、その金融資産又は金融負債が第 28 項から第 34 項による例外の要件を満たす場合は除く（19 項）。
- 公正価値の変動は当期の純利益に含めなければならない（FV-NI）が、次の要件のすべてに該当する金融商品の場合、特定の公正価値変動を OCI で認識することができる（FV-OCI）（21 項及び 22 項）。
 - ✓ 満期日に元本が返済（または決済）される負債性商品であること。
 - ✓ 第三者への売却や決済ではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収または支払うことを目的に負債性商品を保有する事業戦略であること（金融商品の管理方法を基準に評価する。）
 - ✓ 主契約から区分して会計処理することが求められることとなる複合金融商品でないこと。

■ コメントの方向性

- 事業戦略が契約キャッシュ・フローの回収を目的とする場合には、償却原価測定が適するのではないか。FV-OCI には、公正価値と償却原価が属性として混在しており、通常の実業戦略を混同させる恐れがある。
- 公正価値の情報は、財務諸表本体又は注記において提供される（FASB-ASC825-10-50-10）。売却の可能性を示唆したい場合でも、注記等による補足的な情報で十分と考える。もし、早期の公正価値情報の提供を意図する場合でも、財政状態計算書での括弧書き表示でよいのではないか。

Q15：事後測定の原則は、金融資産と金融負債について同じとすべきだと考えるか。そう考

えない場合、その理由は何か。

■ 関連する ED の概要

- Q13 の「関連する ED の概要」の取扱いは、金融資産と金融負債に同様に適用される。
- ただし、金融負債に関して、次の例外が設けられている。
 - ✓ 償却原価の例外
 - 次の要件の双方を満たす場合に償却原価で測定できる。
 - FV-OCI の要件を満たしている。
 - 負債を公正価値で測定すると資産負債の測定属性のミスマッチを生じさせる。
 - ✓ コア預金負債
 - コア預金負債とは、契約上の満期がない預金で、経営者が安定的な資金源と考えているもの（一時的に急増した残高は除く）。コア預金負債を期間中のコア預金の平均残高の現在価値で測定しなければならない。

■ コメントの方向性

- 金融資産と金融負債の測定原則を同じにする必要はないと考える。
- 資産と異なり、負債を負債として移転することは限定的。
- FASB の提案においても、金融資産、金融負債特有の例外が設けられている。
- トレーディングの金融負債、デリバティブ等、一部の金融負債のみ公正価値での測定とすべきである。

Q16：本ガイダンス案では、金融商品を次のいずれで測定するかを、当初認識時に決定することを企業に求めている。公正価値で測定して公正価値のすべての変動を純利益に認識、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識、又は償却原価（一部の金融負債について）のいずれかである。本ガイダンス案は、企業が当該決定をその後において変更することを禁じることになる。再分類は禁止すべきだと考えるか。そう考えない場合、どのような状況で再分類を容認又は強制とすべきだと考えるか。その理由は何か。

■ 関連する ED の概要

- Q13 の FV-OCI について、当初認識時の決定をその後変更してはならないとされている（23 項）。
- Q15 の金融負債の償却原価の例外について、当初の認識時の決定をその後変更してはならないとされている（29 項）。

■ コメントの方向性

- 再分類の禁止は、分類が当初に選択できることと整合的な提案。
- しかし、そもそも、分類の決定にあたっては事業戦略を反映すべきであり、選択とすべきではない。
- 事業戦略を反映する場合、事業戦略の変更は分類に反映すべきである。
- ただし、金融負債については、Q15の回答のとおり、公正価値測定する金融負債を限定する場合、再分類を禁止しても大きな支障はないと考える。

Q17：本ガイダンス案は、コア預金負債を、預金の非明示的な満期期間にわたる代替資金レートとコア預金提供総コスト込レートとの差で割引されたコア預金の平均残高の現在価値で測定することを企業に求める。この再測定のアプローチは適切と考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。再測定金額は、財務諸表の本体に表示するのではなく、財務諸表の注記で開示すべきだと考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

■ 関連する ED の概要

- Q15の「関連する ED の概要」のとおり、要求払預金のうち、コア預金負債該当分を期間中の平均残高の現在価値で測定する（31 項）。
- 多くの関係者は、金融機関にとってコア預金は価値の主な源泉であると指摘しており、FASB は、再測定アプローチが安定的な資金源としてのコア預金負債の経済性を反映すると判断した（BC123 項～BC127 項）。

■ コメントの方向性

- コア預金の再測定アプローチに賛成しない。
- コア預金負債が金融機関にとって価値の源泉の主なものであることは理解する。
- しかし、提案のアプローチがコア預金の便益を示す方法として確立したものとは言い難い。また、公正価値でもなく償却原価でもない測定属性を加えることにつながる。
- コア預金のアプローチは、会計単位の観点で、個々の金融商品ごとに分類を決めていく他の取扱いと異なるものとなっているのではないか。
- 利用者が M&A の実務に基づく測定値を把握できるように、必要な情報を注記で提供してはどうか。

（第 69 回金融商品専門委員会での意見）

- 低利の資金調達の便益を示すのであれば、注記で十分。貸借対照表では法的債務を示

すべき。

- コア預金の残高の置き方は銀行に特有であり、経営者の考え方を反映したものである。コア預金の範囲も現在価値の計算方法も確立されたものと言えない。このため、注記の提案に反対。代替資金レートの設定方法、コストの捉え方をどのようにすべきか不明であり、元本額が大きいだけに少しの割引率の変動で金額を大きく変わる可能性がある。
- 計算方法が確立されていないと言いながら、注記を提案することに違和感がある。

Q32: 公正価値で測定して、公正価値のすべての変動を純利益に認識する金融負債について、企業の信用度の変動を区分表示することは適切と考えるか、あるいは、公正価値オプションにより公正価値で測定する金融負債に関する IASB の暫定的な決定と整合するように、企業の信用度の変動を（信用の価格に変動があってもなくても）その他の包括利益に認識する方が適切と考えるか。その理由は何か。

■ 関連する ED の概要

- 企業は、包括利益計算書の本体で、当期中の企業自身の信用力の変動により生じた金融負債の公正価値の著しい変動の金額（信用の価格の変動に係る変動を除く）を、区分表示しなければならない。企業自身の信用力の変動により生じた金融負債の公正価値の著しい変動の金額（信用の価格の変動を除く）を、公正価値のすべての変動を純利益に認識する金融負債と、適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する金融負債とについて、区分表示しなければならない（94 項）。
- IASB の提案では、公正価値オプションの指定を行った金融負債の評価差額のうち、信用リスクの変動に起因する部分はその他の包括利益に認識する。その際、企業自身の信用力の変動と信用の価格の変動を分けない。

■ コメントの方向性

- IASB の提案に同意するが、Q15 の回答のとおり、何を金融負債として公正価値測定すべきかについて検討すべき。トレーディングの金融負債、デリバティブ等、一部の金融負債のみ公正価値での測定とすべきである。
- トレーディングでない金融負債について、会計上のミスマッチ等を要件として公正価値測定の指定を行う場合に、企業自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動をその他の包括利益に認識することは適切と考える。
- 信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を純損益に認識すると、直観に反する結果、会計上のミスマッチ、ほとんどの場合に実現できない利得の認識が生じることとなると考えられる。

付録 分類及び測定関係の質問

分類及び測定関係の質問のうち、すべての回答者を対象とするものを次に示す。

範囲

Q1： 本改訂案に含まれる金融商品の範囲に同意するか。同意しない場合、他の金融商品のうちどれを除外すべきだと考えるか、あるいは除外が提案されている金融商品のうちどれを含めるべきか。その理由は何か。

Q2： 本ガイダンス案は、ローン・コミットメント（クレジット・カード契約により発行された極度貸付枠に係るローン・コミットメントを除く）について、公正価値での測定を求めている。クレジット・カード契約により発行された極度貸付枠に係るローン・コミットメントを本改訂案の範囲から除外することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q3： 本ガイダンス案は、保険会社及び他の企業の預託型契約及び投資契約等について、公正価値での測定を求めている。預託型契約及び投資契約を範囲に含めることに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q4： 本ガイダンス案が持分法会計の要件として企業に求めているのは、被投資企業に対して重要な影響力を有しているかどうか（持分法投資及びジョイント・ベンチャーの会計処理に関する Topic323 に現在記載されている）を決定することだけではなく、被投資企業の営業が企業の連結事業に関連しているかどうかも決定することである。持分法会計の要件に対するこの変更案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

当初測定

Q8： 金融商品の当初測定の原則に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q9： 適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する金融商品について、取引価格と取引日現在の公正価値との間の著しい差異として純利益に認識するのは、以下の、費用及び経費に関連するもの、又は、取引が発生する市場は、報告企業が取引をしている市場と違うことにより発生する差異は除かれる。このことに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q10： 金融商品の公正価値変動を純利益に認識するかその他の包括利益に認識するかにかかわらず、単一の当初測定原則を置くべきだと考えるか。そう考える場合、その原則は当初測定を取引価格又は公正価値とすることを求めるべきか。そう考えない場合、その理由は何か。

Q11： 取引手数料及びコストは、（１）公正価値で測定して公正価値のすべての変動を純利益に認識する金融商品については、直ちに費用処理し、（２）公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する金融商品については、利回りの調整として繰り延べて償却することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

事後測定

Q13： 当審議会は、企業が契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払のために保有する金融商品について、公正価値情報と償却原価情報の両方を提供すべきだと考えている。大半の審議会メンバーは、この情報は財務諸表の本体に総額で示し、公正価値変動を純資産の正味の増加（減少）として株主持分に認識すべきだと考えている。一部の審議会メンバーは、公正価値は財政状態計算書にカッコ書きで表示すべきだと考えている。結論の根拠及び代替の見解で、これらの意見の根拠を説明している。金融商品に対するデフォルトの測定属性は公正価値とすべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。一部の金融商品は、別の測定属性で測定すべきだと考えるか。そう考える場合、その理由は何か。

Q14： 本ガイダンス案は、金利の収益又は費用、信用減損及び戻入（金融資産についての）及び実現損益を、公正価値変動をその他の包括利益に認識するための要件を満たす金融商品については、純損益に認識することを求める。当該金融商品について、その他の公正価値変動は純損益に認識すべきだと考えるか。そう考える場合、公正価値のどの変動を純利益の中で区分して認識すべきか。その理由は何か。

Q15： 事後測定原則は、金融資産と金融負債について同じとすべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。

Q16： 本ガイダンス案では、金融商品を次のいずれで測定するかを、当初認識時に決定することを企業に求めている。公正価値で測定して公正価値のすべての変動を純利益に認識、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識、又は償却原価（一部の金融負債について）のいずれかである。本ガイダンス案は、企業が当該決定をその後にお

いて変更することを禁じることになる。再分類は禁止すべきだと考えるか。そう考えない場合、どのような状況で再分類を容認又は強制とすべきだと考えるか。その理由は何か。

Q17： 本ガイダンス案は、コア預金負債を、預金の非明示的な満期期間にわたる代替資金レートとコア預金提供総コスト込レートとの差で割引されたコア預金の平均残高の現在価値で測定することを企業に求める。この再測定のアプローチは適切と考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。再測定金額は、財務諸表の本体に表示するのではなく、財務諸表の注記で開示すべきだと考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

Q18： 金融負債を償却原価で測定することを認めるのは、適格公正価値変動をその他の包括利益に認識するための規準を満たし、かつ、当該負債を公正価値で測定すると測定属性のミスマッチを創出又は増幅することになる場合とすることに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q19： 所定の金額でのみ償還され得る特定の投資（連邦住宅金融銀行の株式への投資や、連邦準備銀行への投資等）が、償還金額での測定に適格となるための本ガイダンス案の要件は、正確な金融商品を捕捉すると考えるか。そう考えない場合、適格となるべきなのに要件を満たさない金融商品はあるか。その理由は何か。

Q20： 企業は、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する負債性金融商品に係る繰延税金資産についての評価性引当金の必要性を、企業のその他の繰延税金資産と一緒に（分解して別個に分析せずに）評価することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q21： 本会計基準改訂案の適用ガイダンス案セクションは、転換社債に対する事後測定ガイダンスの適用を例示する設例を示している（例 10）。当審議会には現在、資本の特徴を有する金融商品に係る専門的アジェンダについてのプロジェクトがある。当該プロジェクトは、転換社債の区分を発行体の観点から決定し、転換社債全体を引き続き負債として区分すべきか、又は負債部分と資本部分とに分解することを求めるべきかを決定する。しかし、現行の米国 GAAP に基づき、当審議会は、転換社債は、負債性金融商品が第 21 項(a)(1)により公正価値の変動をその他の包括利益に認識する要件を満たすための規準を満たさないと考えている。元本が満期時又は他の決済時に債権者（投資者）に返還されることになるからである。当審議会が事後測定ガイダンス案を転換社債に適用することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

表示

Q32： 公正価値で測定して、公正価値のすべての変動を純利益に認識する金融負債について、企業の信用度の変動を区分表示することは適切と考えるか、あるいは、公正価値オプションにより公正価値で測定する金融負債に関する IASB の暫定的な決定と整合するように、企業の信用度の変動を（信用の価格に変動があってもなくても）その他の包括利益に認識する方が適切と考えるか。その理由は何か。

Q33： 付録 B は、企業の信用度の変動（信用の価格の変動を除く）に起因する金融負債の公正価値変動を算定するための 2 つの可能な方法を説明している。それぞれの方法の強みと弱点は何か。首尾一貫して用いる限りは、いずれかの方法を用いるとすることが適切であるか、あるいは、格付けのない企業もあることを考えると、全ての企業について方法 2 を用いる方がよいか。これらに代えて、企業の信用度の変動（信用の価格を除く）に起因する公正価値変動を算定するためのもっと適切な方法があるか。もしあるとすれば、それらの方法が、その変動をより良く測定するという理由を説明されたい。

Q34： 企業の信用度（信用の価格の変動を除く）の変動に起因する金融負債の公正価値変動を算定するための付録 B に示した方法は、当該企業が、信用の価格の変動を除く信用度の変動を見積もるために、同業他社の負債の資本コストを参照することを想定している。企業の同業他社を参照することは適切か、あるいは、他の何らかの指標（市場におけるすべての同様の規模の企業又は業界のすべての同様の規模の企業など）を用いるべきか。その場合、別の指標が信用の価格の変動をより良く測定するという理由を説明されたい。

開示

Q65： 提案されている開示要件に同意するか。同意しない場合、どのような開示要求が必要と考えるか、また、その理由は何か。

以上